

通勤手当の不適切な受給に関する件

<p>通報内容</p>	<p>A職員について、通勤手当の不正受給が発覚したが、交通費の差額を返納していない。 B係長については、バス利用と申請しているが、徒歩で通勤している。</p>
<p>委員の対応・ 不対応の判断 及びその理由</p>	<p>1 A職員の通勤手当について</p> <p>所属調査報告書によると、A職員は、公共交通機関を利用する経路で通勤届を提出し、通勤手当を受けていたところ、新型コロナウイルス感染症防止のために、令和2年〇月〇日からは自動二輪車で通勤するようになったものの、自動二輪車利用への通勤方法及び経路（以下「通勤方法等」という。）を変更する通勤届を提出せず、通勤手当の差額の返還や駐車場使用料の支払もしていなかったこと、同年〇月〇日にC課長の指導により、翌日からは通勤届どおりの通勤方法に改めたこと、さらに、今回の調査を契機として、A職員により不正に受給していた通勤手当相当分の戻入及び駐車場使用料の納付手続を行ったことなどの事実が認められる。</p> <p>ところで、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号。以下「給与条例」という。）第11条第1項は、「通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。」と規定し、同項第1号は「通勤のため交通機関または有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃または料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員・・・で規則で定めるもの」と、同項第2号は「通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員・・・で規則で定めるもの」とそれぞれ定めているのであるが、通勤手当に関する規則（昭和41年9月横浜市規則第65号。以下「通勤手当規則」という。）第9条第1項においては、「職員は、新たに給与条例第11条第1項の職員としての要件を具備するに至った場合には、通勤届により、その通勤の実情を、速やかに、任命権者に届け出なければならない。」と規定し、同項第2号により「住居、通勤経路もしくは通勤方法を変更し、または通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合」も同様とされているところである。</p> <p>したがって、A職員が通勤手段を公共交通機関から自動二輪車に変更したにもかかわらず、通勤方法等の変更の届出を行わなかったことは、通勤手当規則に違反したものと認められるのであって、自動二輪車で通勤していた期間に公共交通機関を利用したのもとして通勤手当を受給していたことについても、通勤手当の差額を不正受給していたものと、さらに、A職員が事務所の敷地内に無断で自動二輪車を駐車していたことについても、環境創造局事務所等の敷地内駐車に関する要綱（平成18年4月1日環創総第10706号）の第2条の「大雨時、地震等の災害及びその他の緊急時等を除いて、本要綱に基づく駐車許可を受けた車両以外は敷地内に駐車してはならない。」、第7条の「駐車許可を受けた者は別に定める方法により、駐車場使用料を納付しなければならない。」との各規定に違反したものとそれぞれ認められるから、A職員においては、既に通勤手当の差額等の納付手続を執っているとしても、今回のことをしっかりと反省し、今後このようなことを行わないよう求めるものである。</p> <p>また、令和2年〇月〇日にA職員が自動二輪車で通勤を中止したきっかけは、C課長の指導であったというのであるから、C課長としては、A職員が通勤手段を変更したことをもって対応済みとするのではなく、人事担当課へ報告し、通勤届の提出、通勤手当の精算、駐車場使用料の支払などについても指導するなど、適切に対応すべきであったといえるにもかかわらず、今回の調査を契機としてようやくA職員による通勤手当の不正受給等の状態が解消されたというのであるから、それまでは放置していたものとして管理監督が不十分であったと評価されてもやむを得ないというべく、管理監督者としての責任を再認識すべきである。</p> <p>なお、A職員による通勤方法等の変更の届出については、公共交通機関から自動二輪車へ変更するものと、自動二輪車から再度公共交通機関へ変更するものの計2通が存在し、いずれも受理年月日が令和3年〇月〇日と記入されていたものを追加削除により令和2年〇月〇日及び令和2年〇月〇日とそれぞれ修正されていることが認められるところ、所属によれば、A職員については通勤手当の精算が必要となり、その場合、変更後の経路で実際に通勤を開始した日（以下「開始日」という。）を基準にすることとなるため受理年月日を開始日とする修正を行ったとのことであり、これによれば、受理年月日の日付けを遡らせたことにつき隠蔽や改ざん等の意図があったとまでは認められないが、このような処理のあり方に疑義を生ずる余地もあるため、念のため労務担当課に確認したところ、問題となるものではない。</p>

	<p>いとのことであった。</p> <p>2 B係長の通勤手当について 所属報告書等によると、B係長の通勤経路については、勤務先最寄駅と勤務先の間をバス利用とされており、実際にもB係長は、6か月有効の継続のバス定期券を購入していること、さらに、バス区間の徒歩で通勤する頻度について、B係長自身が月2～4回程度と説明していることがそれぞれ認められる。</p> <p>ところで、総務局労務課長通知によれば、月の大半について届出をしていた通勤経路とは異なる方法で通勤している場合には通勤方法等の変更の届出が必要とされているところであるが、B係長の通勤実態が、本人の上記説明に反してこのような届出が必要な状態であることを認めるに足りる客観証拠がない以上、B係長に通勤手当の不正受給があるものと判断することはできない。</p> <p>3 まとめ A職員については、通勤手当の不正受給等があったと認められ、上司の対応にも一部問題があった。一方で、事後ではあるものの、既に通勤手当の差額及び駐車場使用料について納付等の手続が行われている。所属による対応がとられていると認められるところである。</p> <p>所属では、A職員が敷地内の駐車場を不正に使用していたことを所属長が把握できていなかったことを問題ととらえ、今後は、敷地内に駐車する自家用車等を所属長がしっかり把握し、適切な管理を行うよう局内で周知するとのことである。</p> <p>また、所属として、今回の事案を踏まえ、不正受給の事実を局内に周知するとともに、不正受給が生じないよう指導、確認等を行い、再発防止に努めるとのことであるから、それらの取組を確実に進めることを求め、委員会としての対応を終了する。</p>
<p>本市の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A職員について、通勤手当相当分の戻入等が行われていなかったことが判明したため、戻入処理を行った。また、駐車場使用申請を行わせるとともに、使用期間中の駐車場使用料の納付手続を行った。 ・ 今回の事案を踏まえ、不正受給の事実を局内に周知するとともに、引き続き、不正受給が生じないよう指導、確認等を行い、不正受給の再発防止に努める。 ・ 敷地内に駐車する自家用車等を所属長がしっかり把握し、適切な管理を行うよう局内に周知する。